

**令和3年度 父親による子育て推進事業「サツパパ」啓発動画制作業務
提案説明書（企画提案募集要領）**

1 業務の名称

令和3年度父親による子育て推進事業「サツパパ」啓発動画制作業務

2 業務概要

(1) 目的及び業務内容

別添1「仕様書」のとおり

※仕様書における業務内容は現時点の予定であり、実際の契約に当たっては、本企画競争での提案内容やその後の協議により、内容を調整する場合があります。

(2) 予算上限額

2,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

なお、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 参加資格

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 平成30年～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている事業者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定後の者はこの限りでない。
- (5) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有し、法人格を有する者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 スケジュール

- (1) 告示及び提案説明書公開 10月8日（金）
- (2) 質問受付期間 ～10月21日（木）
- (3) 質問に対する回答 10月26日（火）
- (4) 参加意向申出書・企画提案書提出期限 10月29日（金）

- (5) 書類選考 11月5日(金)
- (6) 審査(プレゼンテーション) 11月11日(木)
- (7) 結果通知 11月18日(木)頃を予定
- (8) 契約締結予定日 契約候補者決定後、札幌市の指定する日

5 参加意向申出書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1) 1部

イ 企画提案申込書(様式2) 1部

ウ 業務処理体制概要(様式3) 10部

※本業務に協力企業や団体等を参加させる場合は、協力を受ける具体的な内容、実績等を記入すること。

エ 企画提案書(自由様式) 10部(正本1部、副本9部)

※上記2(1)の「業務内容」及び下記8の「評価基準」を踏まえ、必要な事項を記載すること。

※A4判(書式及び枚数は自由)

オ 業務等実績一覧(様式4) 10部

カ 積算書(自由様式) 10部

※各業務の積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は、企画提案書が選定された提案者との契約額を確約するものではない。

キ これまで制作した動画【任意提出】

内容については問わないため、子育て支援に関わりのない内容も可とする。

なお、提出する場合のデータ形式はMP4またはWMVとし、時間は概ね5分以内で、DVD(1枚)とする。

(2) 提案にあたっての留意事項

ア 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。

イ 企画提案書は、本業務に関する公募型プロポーザルにおいて、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいように具体的にわかりやすく記述すること。

ウ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

(3) 提出期限

令和3年10月29日(金)17時00分(必着)

(4) 提出方法

下記「14 応募・問い合わせ先」あて郵送または持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※直接提出する場合は、平日の9時00分~17時00分に持参すること。

(5) 質問について

様式5により下記「14 応募・問い合わせ先」あて電子メールで問い合わせること。
電話や窓口での質問は受け付けない。

質問の受付期限は令和3年10月21日（木）15時00分とする。

なお、電子メールでの送付の場合、件名は「令和3年度父親による子育て推進事業啓発動画制作業務企画提案に係る質問」とすること。

質問に対する回答は個別に行い、質問者の氏名等を伏せた上で原則として札幌市公式ホームページにて公開する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 企画提案書の選定方法

(1) 書類審査

多数の企画提案書の提出があった場合には、下記「7 評価基準」により企画提案書の書類審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位5者までの企画提案を選考する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 書類審査を通過した事業者（※応募者が5者以内の場合は提案者全員）の企画提案は、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行うことし、札幌市職員と外部委員で構成する「令和3年度 父親による子育て推進事業啓発動画制作業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において、下記「7 評価基準」により総合的に検討する。

イ プレゼンテーション実施日（予定）

令和3年11月11日（木）を予定している。実施概要については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施手法の変更を行う場合もある。

(3) 実施方法

ア 出席者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め3名以内）とする。

イ プレゼンテーションは、1者につき15分以内（提案説明）でその後、質疑応答（約10分程度）を想定し、本市が指定した時刻から順次個別に行う。

ウ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は、無効とする。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。動画等を再生するためのプロジェクター、スクリーン、パソコンについては、本市が用意するので、事前に申し出ること。

(4) 審査結果の通知方法及び結果に対する質問方法

審査の結果については、審査終了後、原則、文書により企画提案者全員に通知することとし、結果に対する質問については、文書にて下記「14 応募・問い合わせ先」あてに提出すること。

(5) 契約の相手方について

ア 本業務は、上記審査によって選定された1者と随意契約により、契約を締結するこ

とを原則とする。

イ 選定された事業者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において、次点とされたものと交渉する場合がある。

ウ 企画提案参加者が1者となった場合、実施委員会の審査により最低基準点（総合得点の6割）を超えた場合に限り契約候補者とする。

7 評価基準

審査は次表に示す評価項目による総合点数方式とし、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を契約候補者とする。総合得点と同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、合計点が最低基準点（総合得点の6割）未満の申請者は失格とする。

評価項目		評価の視点	配点
A 業務執行能力			10
1	業務実施体制	本業務を遂行するために、十分な業務実施体制となっているか。また、確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	10
B 企画提案内容			90
2	企画提案全般	子育てに関する知識や認識が十分に備わっているか。また、父親の積極的な子育て参加の重要性や意義を理解したうえでの提案になっているか。	15
3	動画の内容	子育て家庭や特に父親の共感を得られる内容であるか。	25
4		夫妻がともに子育てを行うことが当たり前と感ずることができ、特に父親の自発的な子育てを促す内容となっているか。	25
5	動画の手法（表現方法）	閲覧者に興味・関心を持たせるものとなっているか。	15
6	静止画のデザイン	閲覧者に興味・関心を持たせるものとなっているか。	10
合 計			100

8 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

9 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

10 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

12 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。

- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 申込後に辞退する場合は、取下願（様式6）を提出すること。

14 応募・問い合わせ先

札幌市子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課 担当：高橋・工藤

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

TEL：011-211-2988 FAX：011-231-6221 E-mail：g.kosodate-suishin@city.sapporo.jp